

重量違反車両等の撲滅に向けた厳罰化の推進

～2017年4月1日から大口・多頻度割引停止措置等の見直し強化～

中日本高速道路株式会社の管理する高速道路の約6割が開通から30年以上経過しており、老朽化が進展している状況にあります。当社では、高速道路リニューアルプロジェクトとして橋梁の床版取替などのリニューアル工事に着手しているところですが、一方、老朽化を加速させる原因の一つである、車両制限令で定める車両総重量の制限値を超えた違反車両の走行は後をたたない状況にあり、当社としてその撲滅を目的に厳罰化を進めています。

1. 大口・多頻度割引停止措置等の見直し（2016年9月29日公表済みの内容）

当社は、他の高速道路会社（東日本高速道路株、西日本高速道路株、首都高速道路株、阪神高速道路株、本州四国連絡高速道路株）と連携し、大口・多頻度割引制度において、車両制限令違反者に対する割引停止措置等を見直し・強化することとしています。

①違反点数等の見直し

1) 【即時告発】悪質な違反者（車両総重量が基準の2倍以上）に対する対応強化

現行	平成29年4月1日～
措置（※） 有罪をもって一部割引停止	措置（※） 即時告発をもって一部割引停止

（※）即時告発の結果にかかわらず、違反に応じた点数は別途加算します。

2) 【点数区分】措置命令等の発出基準に応じた違反点数区分の見直し

現行	平成29年4月1日～		
違反種別（※）	点数	違反種別（※）	点数
指導警告	—	指導警告	3点
措置命令A	3点～15点	措置命令A	5点
措置命令B又はC	5点～15点	措置命令B又はC	15点
即時告発相当	15点～30点	即時告発相当	30点

（※）違反種別（指導警告、措置命令A～C）の用語の定義については、別紙をご参照ください。
 『即時告発相当』とは、措置命令B又はC相当の違反のうち重量が基準の2倍以上の違反を指します。

②累積期間の見直し

1) 違反点数の累積期間を3か月（現行）から2年間（平成29年4月1日～）に拡大

現行	平成29年4月1日～		
累積期間	適用要件	累積期間	適用要件
3か月 （四半期）	高速道路6会社が指定する四半期において違反を繰り返した場合に適用	2年間	累積点数に応じて適用

2) 違反点数の累積

現行		平成29年4月1日～	
違反点数	措置内容	累積違反点数	措置内容
30点	講習会等による指導及び警告	30点	講習会等による指導
上記に定める警告期間内に30点以上	一部割引停止又は一部利用停止	60点	一部割引停止（1か月）
（※）割引停止・利用停止は1年以内の期間を定めて設定		90点	一部割引停止（2か月）
		120点	一部利用停止（1か月）
		150点	一部利用停止（2か月）

（※）①1）の即時告発を行った場合は、累積違反点数にかかわらず、「一部割引停止（1か月以上）」を適用します。

【累積違反点数に関する注意事項】

- 累積違反点数150点以降も、30点ごとに一部利用停止期間が1か月ずつ延長されます。
例：累積違反点数180点 ⇒ 一部利用停止（3か月）、210点 ⇒ 一部利用停止（4か月）など
- 割引停止・利用停止の期間中に、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)（以下「NEXCO3社」という。）が定めるETCコーポレートカード利用約款、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)各社の営業規則に違反する行為が認められた場合は、更なる措置が適用されます。

③違反項目の見直し

1) 軸重超過に対する措置命令等の発出基準に応じた違反点数の設定

現行		平成29年4月1日～	
軸重超過	点数	軸重超過	点数
指導警告	なし	指導警告	3点
措置命令B又はC		措置命令B又はC	15点

2. 自動計測装置による常時取締りの強化

インターチェンジ入口に、重量の測定やナンバー読み取り機能を有する自動計測装置の整備し、重量違反車両の常時取締りを実施しています。今後、整備箇所を拡大し、同装置を活用した常時取締りを推進してまいります。

3. 悪質な重量違反車両に対する刑事告発の実施

◆2015年4月からの刑事告発実施状況

2015年1月に国土交通省から打ち出された、「車両総重量が基準の2倍以上となる重量超過の悪質違反者に対しては、その違反の事実をもって告発を行う」実施方針に基づき、当社では、2015年4月から独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連携して、刑事告発を実施しています。最近では起訴事案も出ています。

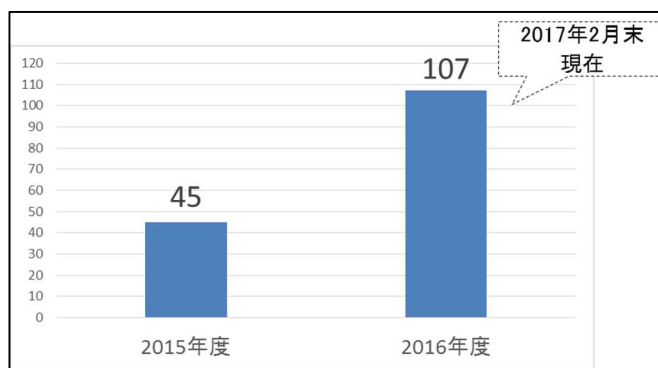
刑事告発件数	警察機関等による捜査中	起訴件数	起訴猶予件数
18件	9件	4件	5件

起訴：検察官が原告の立場で裁判所に訴え（起訴状）の犯罪事実の内容について審理を求めるもの
起訴猶予：証拠は十分ではあっても、被疑者の状況から、敢えて手続きを終了させて、自発的更正に期待する、というもの。

4. 重量違反車両等に対する措置命令の強化

違反車両の取締りを行う車両制限令等違反取締隊（通称「車限隊」）をインターチェンジ入口などに配置し、車両を計量スペースに引き込み車重計等により計測、違反車両に対して高速道路からの退去を命ずる「Uターン」などを措置しています。2015年4月から一定重量以上の重大な違反車両に対して、積荷を降ろさせる「積荷の軽減」や、通行許可を取得するまでその場で停止を命ずる「通行の中止」を導入し、取締りの強化に取り組んでいます。

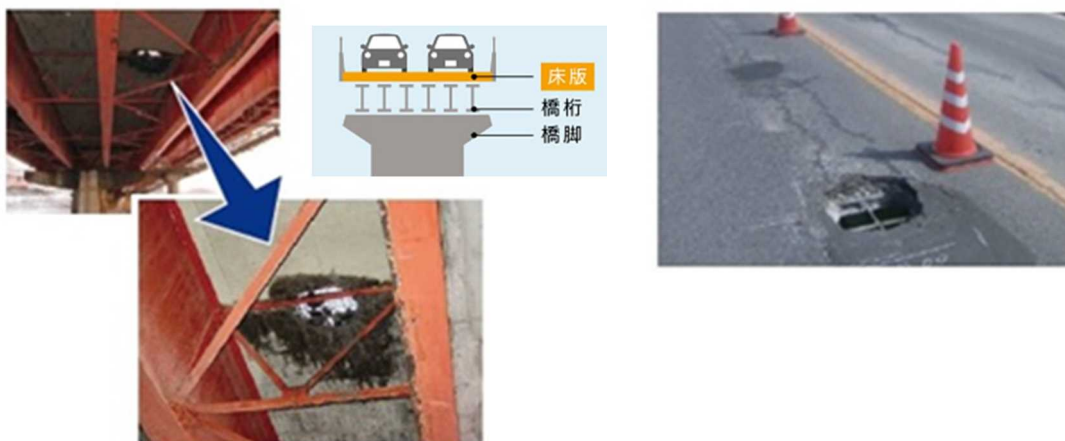
◆積荷の軽減措置の実施件数



<参考資料>

重量超過等違反車両は道路構造物の劣化に多大な影響を与えます。

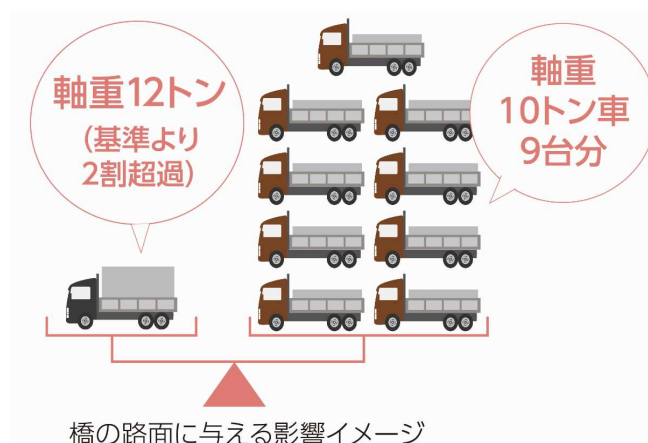
- ◆重量超過車両が通過したため、床板（車両を直接支える部材）に穴があいてしまったと思われる事例（写真は国土交通省）



- ◆重量超過等違反車両による影響

車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響は、道路橋の床版で1.2乗とされています。

仮に、大型車両1台が制限値である軸重10トンよりも2トン超過した場合は、床版に対しては約9台分〔(12/10)の1.2乗〕の疲労が蓄積されることになり、少しの重量オーバーでも大きな影響を与えます。



割引停止措置等の実施方法について

高速道路6会社では、平成29年4月1日から車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引の割引停止措置等を見直すにあたり、NEXCO3社ではETCコーポレートカード利用約款を改正し、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)では、各社の営業規則を改正いたします。

(改正内容等につきましては、後日、各社のホームページ等に掲載いたします。)

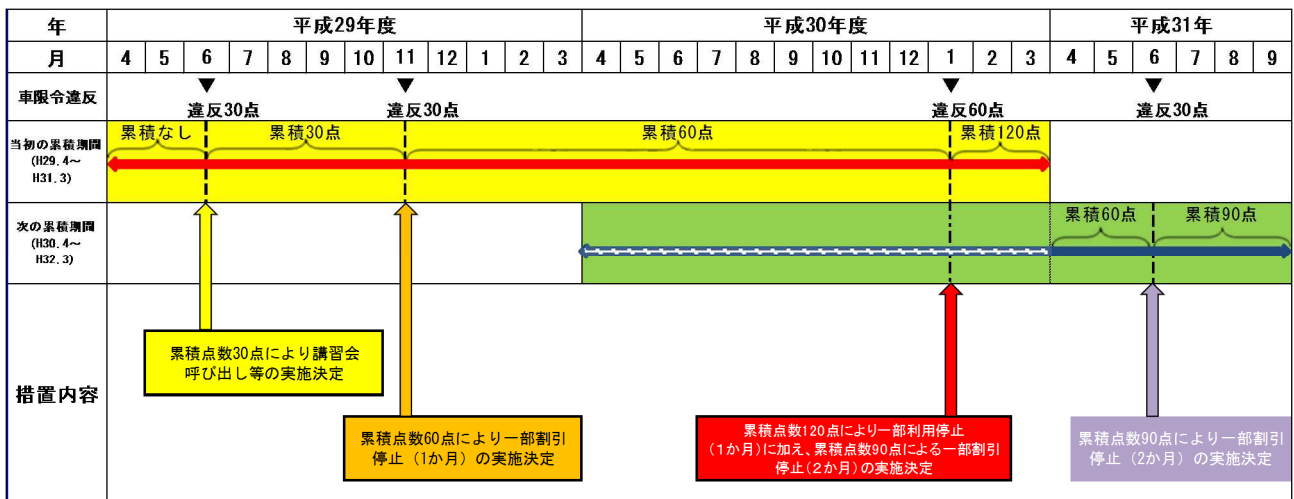
割引停止措置等に至るまでのイメージ及び点数表等

(イメージ) 平成29年4月1日より

車両制限令に違反すると高速道路6会社より指導警告書、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構より措置命令書が発行されます。

平成29年4月1日からは、2年間の累積期間を設け、違反者ごとに違反点数を計算していきます。

違反点数の累積状況に応じて割引停止措置、利用停止措置等が適用されます。



※当初の累積期間は平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2か年とし、以降は1年度ずつ2年間を設定します。

(上記期間の場合、次期2年間は平成30年4月1日から平成32年3月31日)

【割引停止措置、利用停止措置等の内容】

区 分	措置内容
一部割引停止	契約者のカードの一部について割引を停止するもの。
一部利用停止	契約者のカードの一部について利用を停止するもの。
全部割引停止	契約者のカードの全部について割引を停止するもの。
全部利用停止	契約者のカードの全部について利用を停止するもの。
契約資格取消し	契約者の資格を取り消すもの。

平成29年4月1日より適用となる違反点数区分表

諸元	違反点数			
	3点	5点	15点	30点
高さ	指導警告相当の違反	措置命令A相当の違反	措置命令B又はC相当の違反	
幅				
長さ				
総重量				措置命令B又はC相当かつ基準の2倍以上の超過違反
軸重				

用語の定義

用語	内容
指導警告	車両制限令違反車両のうち、措置命令の発出基準に至らない違反に対する指導
措置命令A	法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行のうえ、指定する場所から流出させる行政処分
措置命令B	法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行のうえ、指定する場所まで移動し、当該車両の諸元を車両制限令に規定する制限値（通行許可を受けている場合はその許可値）以下になるよう、積荷貨物の分割等により軽減させる行政処分
措置命令C	法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行のうえ、指定する場所まで移動し、必要な通行許可を受けるまでの間、当該車両をその場に留め置く行政処分

【措置命令】

道路法（以下「法」という。）第47条の4第1項に基づく行政処分。

法第47条第2項の規定に違反し、又は同条第1項の政令で定める最高限度（車両制限令第3条に規定する車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度をいう。）を超える車両の通行に関し、法第47条の2第1項の規定により付した条件に違反して車両を通行させている者等に対して行う。

【点数基準表】

1. 単車、セミトレーラ及びフルトレーラのうち特例車種以外のもの

(1)総重量(t)

道路	諸元			点数			
	最遠軸距(m)	車長(m)	車種	3点	5点	15点	30点
高速自動車国道・ 一般有料道路等 (指定道路内)	～5.5未満	問わず	単車	20超～22	22超～30	30超～40未満	40～
			2軸牽引車	20超～22	22超～37	37超～40未満	40～
			3軸牽引車	20超～22	22超～40未満	-	40～
	5.5～7未満	～9未満	単車	20超～22	22超～30	30超～40未満	40～
			2軸牽引車	20超～22	22超～37	37超～40未満	40～
			3軸牽引車	20超～22	22超～40未満	-	40～
	5.5～7未満	9～	単車	22超～24.2	24.2超～30	30超～44未満	44～
			2軸牽引車	22超～24.2	24.2超～37	37超～44未満	44～
			3軸牽引車	22超～24.2	24.2超～42	42超～44未満	44～
	7～	～9未満	単車	20超～22	22超～30	30超～40未満	40～
			2軸牽引車	20超～22	22超～37	37超～40未満	40～
			3軸牽引車	20超～22	22超～40未満	-	40～
	7～	9～11未満	単車	22超～24.2	24.2超～30	30超～44未満	44～
			2軸牽引車	22超～24.2	24.2超～37	37超～44未満	44～
			3軸牽引車	22超～24.2	24.2超～42	42超～44未満	44～
	7～	11～	単車	25超～27.5	27.5超～30	30超～50未満	50～
			2軸牽引車	25超～27.5	27.5超～37	37超～50未満	50～
			3軸牽引車	25超～27.5	27.5超～42	42超～50未満	50～
一般有料道路等 (指定道路外)	-	-	単車	20超～22	22超～30	30超～40未満	40～
			2軸牽引車	20超～22	22超～37	37超～40未満	40～
			3軸牽引車	20超～22	22超～40未満	-	40～

表中の「一般有料道路等」は、本四高速、首都高速、阪神高速を含みます。

(2)軸重(t)

諸元 道路	点数			
	3点	5点	15点	30点
全て	10超～15	-	15超～	-

(3)高さ(m)

諸元 道路	点数			
	3点	5点	15点	30点
指定道路内	4.1超～4.2	4.2超～4.5	4.5超～	-
指定道路外	3.8超～3.9	3.9超～4.3	4.3超～	-

(4)幅(m)

諸元 道路	点数			
	3点	5点	15点	30点
全て	2.5超～2.6	2.6超～3.25	3.25超～	-

(5)長さ(m)

道路	諸元		点数			
	はみ出し	車種	3点	5点	15点	30点
-	-	単車	12超～13	13超～	-	-
高速自動車国道	あり	セミトレーラ	12超～13	13超～	-	-
		フルトレーラ	12超～13	13超～	-	-
	なし	セミトレーラ	16.5超～17.5	17.5超～	-	-
		フルトレーラ	18超～19	19超～	-	-
一般有料道路等	-	-	12超～13	13超～	-	-

表中の「一般有料道路等」は、本四高速、首都高速、阪神高速を含みます。

2. セミトレーラ及びフルトレーラ(特例車種)

※特例車種とは、車両制限令第3条第2項に定めるセミトレーラ連結車及びフルトレーラ連結車が該当します。

(1)総重量(t)

道路	諸元		車種	点数			
	最遠軸距(m)			3点	5点	15点	30点
	以上	未満					
高速自動車国道	～	8	2軸牽引車	特例車種以外と同様			
			3軸牽引車				
	8	9	2軸牽引車	25超～27.5	27.5超～37	37超～50未満	50～
			3軸牽引車	25超～27.5	27.5超～42	42超～50未満	50～
	9	10	2軸牽引車	26超～28.6	28.6超～37	37超～52未満	52～
			3軸牽引車	26超～28.6	28.6超～42	42超～52未満	52～
	10	11	2軸牽引車	27超～29.7	29.7超～37	37超～54未満	54～
			3軸牽引車	27超～29.7	29.7超～42	42超～54未満	54～
	11	12	2軸牽引車	29超～31.9	31.9超～37	37超～58未満	58～
			3軸牽引車	29超～31.9	31.9超～42	42超～58未満	58～
	12	13	2軸牽引車	30超～33	33超～37	37超～60未満	60～
			3軸牽引車	30超～33	33超～42	42超～60未満	60～
	13	14	2軸牽引車	32超～35.2	35.2超～37	37超～64未満	64～
			3軸牽引車	32超～35.2	35.2超～42	42超～64未満	64～
	14	15	2軸牽引車	33超～36.3	36.3超～37	37超～66未満	66～
			3軸牽引車	33超～36.3	36.3超～42	42超～66未満	66～
	15	15.5	2軸牽引車	35超～37	-	37超～70未満	70～
			3軸牽引車	35超～38.5	38.5超～42	42超～70未満	70～
15.5	～	2軸牽引車	36超～37	-	37超～72未満	72～	
		3軸牽引車	36超～39.6	39.6超～42	42超～72未満	72～	

道路	諸元		車種	点数			
	最遠軸距(m)			3点	5点	15点	30点
	以上	未満					
一般有料道路等 (指定道路内)	～	8	2軸牽引車	特例車種以外と同様			
			3軸牽引車				
	8	9	2軸牽引車	25超～27.5	27.5超～37	37超～50未満	50～
			3軸牽引車	25超～27.5	27.5超～42	42超～50未満	50～
	9	10	2軸牽引車	26超～28.6	28.6超～37	37超～52未満	52～
			3軸牽引車	26超～28.6	28.6超～42	42超～52未満	52～
	10	～	2軸牽引車	27超～29.7	29.7超～37	37超～54未満	54～
			3軸牽引車	27超～29.7	29.7超～42	42超～54未満	54～
一般有料道路等 (指定道路外)	～	8	2軸牽引車	特例車種以外と同様			
			3軸牽引車				
	8	9	2軸牽引車	24超～26.4	26.4超～37	37超～48未満	48～
			3軸牽引車	24超～26.4	26.4超～42	42超～48未満	48～
	9	10	2軸牽引車	25.5超～28.05	28.05超～37	37超～51未満	51～
			3軸牽引車	25.5超～28.05	28.05超～42	42超～51未満	51～
	10	～	2軸牽引車	27超～29.7	29.7超～37	37超～54未満	54～
			3軸牽引車	27超～29.7	29.7超～42	42超～54未満	54～

表中の「一般有料道路等」は、本四高速、首都高速、阪神高速を含みます。

(2)軸重(t)

諸元	点数			
	3点	5点	15点	30点
道路				
全て	10超～15	-	15超～	-

(3)高さ(m)

諸元	点数			
	3点	5点	15点	30点
道路				
指定道路内	4.1超～4.2	4.2超～4.5	4.5超～	-
指定道路外	3.8超～3.9	3.9超～4.3	4.3超～	-

(4)幅(m)

諸元	点数			
	3点	5点	15点	30点
道路				
全て	2.5超～2.6	2.6超～3.25	3.25超～	-

(5)長さ(m)

道路	諸元		点数			
	はみ出し	車種	3点	5点	15点	30点
高速自動車国道	あり	セミトレーラ	12超～13	13超～	-	-
		フルトレーラ	12超～13	13超～	-	-
	なし	セミトレーラ	16.5超～17.5	17.5超～	-	-
		フルトレーラ	18超～19	19超～	-	-
一般有料道路等	-	-	12超～13	13超～	-	-

表中の「一般有料道路等」は、本四高速、首都高速、阪神高速を含みます。

<参考>

【車両制限令違反に対する取り組み】

道路の構造を保全し又は交通の危険を防止するため、道路を通行する車両は、車両制限令により重量・寸法等の制限値が定められています。(道路法第47条第1項)

この車両制限令に違反する車両のうち、特に重量違反車両は、国民の財産である道路を著しく劣化させる要因となるだけではなく、速度低下、操作性低下など、重大事故を誘発する可能性のある極めて危険な車両であり、厳しく取り締まる必要があります。

高速道路6会社では、車両制限令違反車両を専門的に取り締まる部隊を組織し、日々、違反車両に対する指導取り締まりを行うとともに、悪質な違反者につきましては、別途、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と高速道路6会社連名による文書警告や車両制限令違反者講習会に悪質違反者(社)の責任者を招請して対面指導を行うなど、違反撲滅に向けた取り組みを行っているところです。

また、「道路の老朽化対策に向けた大型車の通行の適正化方針(平成26年5月9日 国土交通省道路局)」に基づき、特に基準の2倍以上の重量超過等悪質な違反者に対しては、現地取締りで違反を確認した場合、即時告発を実施するなど厳罰化を図っています。

なお、本年10月からは、NEXCO3社が管理する道路に加え、新たに首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)が管理する道路においても、大口・多頻度割引の割引停止措置等を適用するとともに、車両制限令違反情報を高速道路6会社で共有し、この情報に基づいて、大口・多頻度割引の割引停止措置及びETCコーポレートカードの利用停止措置を高速道路6会社において統一的に適用することにしております。

【社会資本整備審議会 道路分科会 国土幹線道路部会 中間答申(抜粋)】

平成27年7月30日 高速道路を中心とした「道路を賢く使う取組」において、次のように提言されています。

<大型車の効果的・効率的な利用を促すための料金施策>

- ・大型車による効果的・効率的な利用を実現するため、**法令における処分の厳格化や自動取締り機器の増設等によるさらなる取締りの強化**に加えて、都心部の交通集中による環境や構造物への負荷の軽減等を促進する圏央道などの環状道路の料金低減や都心部の通過交通に対する料金施策について検討を進めるべきである。
- ・加えて、**特に構造物に致命的な損傷を発生させる過積載について、重量計の適切な運用により違反が確認された過積載車両に対する割引停止のあり方についても検討を進めるべきである。**
- ・具体的には、東・中・西日本高速のみが導入している違反車両への割引停止措置等について、利用者への周知を図った上で、統一化するとともに、講じた措置を高速道路会社間で共有する必要がある。